

社発第 T-298 号  
2022 年 8 月 10 日

貸借取引参加者  
代表者 殿

日本証券金融株式会社  
代表執行役社長 櫛田誠希

株式移転に伴う貸借取引対象銘柄の選定取消しおよび追加等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、標記の件について下記のとおり取扱いますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 貸借融資銘柄の選定取消し

(東京証券取引所市場分)

(株)ピクルスコーポレーション 株式会社 (2925) 選定取消日 2022 年 8 月 30 日 (火)

(PTS 分)

(株)ピクルスコーポレーション 株式会社 (2925) 選定取消日 2022 年 8 月 30 日 (火)

2. 貸借融資銘柄の追加

(東京証券取引所市場分)

(株)ピクルスホールディングス 株式会社 (2935) 実施日 2022 年 9 月 1 日 (木) (約定日)

(PTS 分)

(株)ピクルスホールディングス 株式会社 (2935) 実施日 2022 年 9 月 1 日 (木) (約定日)

(注) PTS 分の貸借取引対象銘柄は、各 PTS により異なる場合がございますので、詳細は各 PTS 運営業者まで  
ご照会ください。

3. 上記 1. により選定取消しを行う銘柄に係る貸借取引の取扱い

次のいずれかを貴社に選択していただきます。

- ① 選定取消しを行う銘柄 (表記載の甲。以下「甲」という。) について、東京証券取引所等における  
売買最終日となる 8 月 29 日 (月) までに返済の申込みを行う。
- ② 甲について、選定取消日以降も貸借取引残高を継続し、株式移転期日となる 9 月 1 日 (木) にお  
いて移転比率に応じて読み替えた親会社株式 (表記載の乙。以下「乙」という。) の貸借取引残高  
とする (「残高継続の取扱い方法」は以下のとおり。)

[残高継続の取扱い方法]

- イ. 申込最終日となる8月29日(月)においては、甲に係る東証およびPTSの市場毎(「顧客取引分」および「自己取引分」別)の貸借取引残高がそれぞれ最低単位株数(甲の貸借取引残高を継続する場合の最低単位株数。以下同じ。)の整数倍となるよう、必要に応じて調整の申込みを行ってください。当該申込み後の継続残高については、株式移転期日の前営業日(約定日)まで返済申込みの受付は行わず、当該期間の貸借値段については甲の申込最終日の貸借値段を適用します。
- ロ. 株式移転期日(約定日)においては、上記イ.による継続残高について、移転比率に応じて株数の読み替えを行い、同日の乙の貸借値段を適用します。当該読み替え後の株数に乙の貸借値段を乗じて算出した貸付金または貸株等代り金の金額と前日の継続残高に係る貸付金または貸株等代り金の金額との差額については、株式移転期日から起算して3営業日目の日となる9月5日(月)(決済日)に更新差金として授受します。
- ハ. その他の取扱いは、他の貸借取引対象銘柄と同様とします。

(表)

完全子会社となる 会社株式(甲)	申込最終日 売買最終日	選定取消日 上場廃止日	親会社となる会社株式 (乙)	選定日 新規上場日	株式移転期日 移転比率	甲の貸借取引 残高を継続する 場合の最低 単位株数	<品貸取引> 借入日 返済期日 (計算日数)
(株)ピククルスコーポレーション 株式 (2925) 東京証券取引所市場分 貸借融資銘柄 PTS分 貸借融資銘柄	2022年 8月29日	2022年 8月30日	(株)ピククルスホールディングス 株式 (2935) 東京証券取引所市場分 貸借融資銘柄 PTS分 貸借融資銘柄	2022年 9月1日	2022年 9月1日 甲1株につき 乙1株	100株	—

4. 貸借担保金代用有価証券適格銘柄の選定取消し

(株)ピククルスコーポレーション 株式 (2925) 選定取消日 2022年8月30日(火)

担保として差入中の上記銘柄につきましては選定取消日の前営業日までにお引き出しください。

5. 貸借担保金代用有価証券適格銘柄の追加

(株)ピククルスホールディングス 株式 (2935) 実施日 2022年9月5日(月)(受入日)

以上